

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：池谷・入山指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧中條村】 池谷・入山棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田における作付面積の現状（18ha）を維持する。
- ② 担い手の確保
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。
- ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田における集落内の農業法人への農地集積率を20%から40%に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ① 農産物の供給の促進
 - ・令和6年までに、棚田米のインターネット直接販売量を9tから15tに増加させる。
- ② 自然環境の保全・活用
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田で環境保全型（特別栽培米）の農業を10ha実施する。
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田における鳥獣害対策のための罫狩猟免許保有者を2人以上確保する。
- ③ 良好な景観の形成
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田の畔周辺の計2aの面積に水仙を植栽する。
 - ・令和6年度までに圃場の景観を阻害する杉の木の枝下しを8本以上行う。
- ④ 伝統文化の継承
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田において昔から伝わる農村文化・技術を伝える動画を20本作成し、SNS等で発信を行い、集落内の文化・技術の普及啓発を図る。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和6年までに、棚田オーナーを18組から50組に増加させる。
 - ・池谷・入山棚田で農村交流体験イベントを年間6回開催し、年間100人の参加者

を確保する。

- ・令和6年までに、池谷・入山棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者を1人増加させる。
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和6年までに、十日町市博物館とNPO法人笹山縄文の里と連携し、文化交流ツアーを1回以上企画する。
- ③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進
 - ・令和6年までに、棚田米等を活用した新商品を1つ以上開発する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全

- ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田における作付面積の現状(18ha)を維持する。現状は地元農家と集落内の法人(NPO法人地域おこし)や市内の農業法人で作付けの維持を行っているが、高齢等の事情により手放す場合はNPO法人地域おこしに集約化を図り維持していく。
- ② 担い手の確保
 - ・令和6年までに、NPO法人地域おこしが窓口となり行っている体験型インターンを活用し、稲作体験をしてもらったうえで、池谷・入山棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。
- ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・令和6年までに、池谷・入山棚田における集落内の農業法人への農地集積率を20%から40%に増加させる。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ① 農産物の供給の促進
 - ・令和6年までに、集落内の耕作者で生産し、NPO法人地域おこしが販売を行っている棚田米(山清水米)をNPO法人地域おこしが中心となりYouTubeやInstagramなどの拡散力のあるプラットフォームで宣伝活動を行い、認知度を高めることでインターネット直接販売量を9tから15tに増加させる。
- ② 自然環境の保全・活用
 - ・令和6年までに、NPO法人地域おこしが中心となり、池谷・入山棚田で環境保全型(特別栽培米)の農業を10ha実施する。
 - ・令和6年までに、構成員の有志が中心となり、池谷・入山棚田における鳥獣害対策のための罾狩猟免許保有者(構成員)を2人以上確保する。

③ 良好な景観の形成

- ・令和6年までに、構成員の有志が中心となり、自生する水仙の株分けを行い、池谷・入山棚田の畔周辺の計2aの面積に水仙を植栽する。
- ・令和6年度までにNPO法人地域おこしが中心となり、圃場の景観を阻害する杉の木の枝下しを8本以上行う。

④ 伝統文化の継承

- ・令和6年までに、NPO法人地域おこしが中心となり、池谷・入山棚田において昔から伝わる農村文化・技術と「棚田を観光資源とした地域振興」等の取組内容と関連付けた動画を20本作成し、SNS等で発信を行うことで、効果的に集落内の文化・技術の普及啓発を図る。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和6年までに、地方の兼業マッチングサイトなどのプラットフォームを活用し、WEB広告マーケティングやインスタグラム等のSNSの運用に携わる有識者を募集し、棚田オーナーを増やすための運用方法を学び、実践することで棚田オーナーを18組から50組に増加させる。
- ・池谷・入山棚田でNPO法人地域おこしが窓口となり募集を行う農村交流体験イベントを年間6回開催し、年間100人の参加者を確保する。
- ・現在集落への定住者5人、NPO法人地域おこしに勤務する移住者2人の計7人の移住・定住者がいるが、令和6年までに、池谷・入山棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者をNPO法人地域おこしが窓口となり斡旋を行うことで1人増加させる。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和6年までに、NPO法人地域おこしが中心となり、十日町市博物館とNPO法人笹山縄文の里と連携し、棚田や集落内の資源・文化を活用した文化交流ツアーを1回以上企画する。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・令和6年までに、NPO法人地域おこしが中心となり、棚田米や米ぬかを活用した商品の企画・検討を行い、新商品を1つ以上開発する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

池谷・入山指定棚田地域振興協議会は十日町市、農業者団体、地域住民、NPO法人、一般住民団体で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項